

福山市通いの場における出張フレイル予防塾受託事業者募集要領

本要領は、福山市通いの場における出張フレイル予防塾の受託事業者の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、指定介護事業所のうち介護予防に資する介護保険事業又は高齢者を対象に、生活習慣病予防及びフレイル予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実績を応募法人内において3年以上有すること。
- (2) 介護保険法その他関係法令等の基準を満たすこと。
- (3) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は厚生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

2 応募の手続き等

(1) 担当課

福山市保健福祉局保健部健康推進課

住所：〒720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号

電話：084-928-3421（直通） ファックス：084-928-1143

メールアドレス：kenkou-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

2026年（令和8年）	
3月9日（月）	公告日 応募書類の提出に関する質問書（別紙1）の受付開始
3月9日（月）	応募書類の受付開始
3月18日（水）	質問受付終了（午後3時まで）
3月23日（月）	質問に対する回答 （回答はホームページに掲載します。）
3月31日（火）	応募書類の提出締切（午後5時までに必着）
4月中旬	委託契約

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）3月9日（月）から3月31日（火）まで（来所の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土、日及び祝日を除く。））

イ 配付場所

(1)の担当課に同じ ※ 福山市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年(令和8年)3月9日(月)から3月18日(水)まで(持参の場合は土、日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。最終日は午後3時まで。)

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を(1)の担当課に提出すること。

※電子メールで提出する場合は、質問書(別紙1)を添付し、件名に「福山市通いの場における出張フレイル予防塾に関する質問」と記した上で送信すること。

※電子メールで提出した場合は、届いているか否かの確認を電話で行うこと。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載する。

3 応募書類の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)3月9日(月)から3月31日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(土、日及び祝日を除く)。

(2) 提出場所

2(1)の担当課に同じ。

(3) 提出方法

直接持参または郵送すること。持参する場合は、事前に連絡をすること。

(4) 提出書類及び部数 次のア～クの書類を作成し、各1部を提出すること。

(次のキ、クについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

また、各様式は、健康推進課ホームページより応募者においてダウンロードすること。

ア 福山市通いの場における出張フレイル予防塾応募申請書(様式1号)

イ 福山市通いの場における出張フレイル予防塾実施企画書(様式2号)

ウ 福山市通いの場における出張フレイル予防塾圏域希望記入表(様式3号)

エ 誓約書(様式4号)

オ 登録事項証明書(商業・法人登録)(写しでも可)又は介護保険事業所としての指定を受けていることを証明するもの(指定有効期限内であること。(写しでも可))

カ 印鑑証明書(写しでも可)

キ 市税の完納証明書(本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。(写しでも可))

ク 納税証明書(国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの。(写しでも可))

ケ 従事する職員の資格証明書(写し)

4 契約の締結

本業務の契約は、市長が事業所と仕様書の内容及び担当圏域等について確認を行い、見積合せの上、契約を締結するものとする。

5 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (4) その他市の指示に違反する場合

6 留意事項

- (1) 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがある。
- (2) 応募多数の場合、選考により事業者を選定する。
- (3) 応募状況により、区域の変更・追加を依頼することがある。
- (4) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 応募期限以降における応募書類の差替及び再提出は認めない。また、受理した応募書類は、返却しない。
- (6) 応募を取り下げる場合は、2(1)の担当課に辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (9) 提出された応募書類等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 具体的な業務内容は実施企画書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (11) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、応募者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (13) 応募者は、応募種類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (14) 事業運営マニュアル等は委託契約締結後に別途提示する。
- (15) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われていない場合は委託契約を解除する。

別表

福山市通いの場における出張フレイル予防塾に係る選考基準について

評価項目	評価内容	配点	小計
業務実績	同種・類似事業の実績	10点	30点
	フレイル予防に対する考え方や取り組み内容の充実度	20点	
企画提案書	使用予定教材が高齢者にとって分かりやすいものであるか	20点	60点
	高齢者が日常生活でフレイル予防の取組を継続・定着するための工夫がされているか	10点	
	プログラム内容において事業所独自の特性・工夫がされているか	10点	
	健康教室・健康相談内容は、フレイル予防の効果が期待できる講義・実技内容かどうか	20点	
職員体制	フレイル予防の健康教育と健康相談の実施に必要な職種が配置されているか	5点	5点
安全管理	緊急時対応の体制が整備されているか	5点	5点
合 計		100点	